

平成20年第3回土別市議会定例会会議録(第4号)

平成20年9月11日(木曜日)

午前10時00分開議

午前11時40分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第1 一般質問

散会宣告

出席議員(20名)

副議長	1番	池田 亨 君	3番	伊藤 隆雄 君
	4番	井上 久嗣 君	5番	丹 正 臣 君
	6番	粥川 章 君	7番	小池 浩美 君
	8番	柿崎 由美子 君	9番	平野 洋一 君
	11番	遠山 昭二 君	12番	岡崎 治夫 君
	13番	谷口 隆徳 君	14番	山田 道行 君
	15番	田宮 正秋 君	16番	斉藤 昇 君
	17番	山居 忠彰 君	18番	牧野 勇司 君
	19番	菅原 清一郎 君	20番	中村 稔 君
	21番	神田 壽昭 君	議長	22番 岡田 久俊 君

出席説明員

市長	田 効子 進 君	副市長	相 山 慎 二 君
副市長	瀧 上 敬 司 君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局長	鈴木 久典 君
市民部長	有 馬 芳 孝 君	保健福祉部長	宮 澤 勝 己 君
経済部長	相 山 佳 則 君	建設水道部長	土 岐 浩 二 君
朝日総合支所長	城 守 正 廣 君	総務部次長兼 財政課長(併) 選挙管理委員会 事務局次長	三 好 信 之 君

市立病院院長 吉田博行君

教育委員会会長 佐々木正雄君

教育委員会会長 安川登志男君

教育委員会 教育部長 辻正信君

農業委員会 会長職務代理者 平進君

農業委員会 事務局局長 伊藤暁君

監査委員 三原紘隆君

監査事務局 局長 谷口春三君

事務局出席者

議事事務局 局長 辻本幸慈君

議事事務局 局長 藤田功君

議事事務局 局幹事 浅利知充君

議事事務局 局幹事 中井聖子君

議事事務局 局幹事 岡村慎哉君

(午前10時00分開議)

議長(岡田久俊君) ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

議長(岡田久俊君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

議長(岡田久俊君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

4番 井上久嗣議員。

4番(井上久嗣君)(登壇) 平成20年第3回定例会に当たり、通告いたしましたとおり一般質問いたします。

商業振興と地域の活性化に思いを込めた2つの質問をさせていただきます。

まず初めに、「商業の振興に関する条例」の制定について質問をさせていただきます。

まちの商業者は、商売という枠を超えて、地域のにぎわいづくりや地域振興の一翼を担う重要な役割を果たしてきた時代が続いてきました。具体的には、みずから行う地域でのにぎわい事業の実施はもとより、お祭りやイベントなどへの人的及び資金的な協力、自治会、PTAなどの地域と密接する各種団体の役割を積極的に引き受けるなど、まちの商業者は商売という枠を超え、地域コミュニティの核としての存在でもありました。

しかしながら、現在、土別市はもとより、ほとんどの都市では、過疎化や高齢化による購買力の減少、オーバーストアと言われる過剰な売り場面積の増大による売り場効率の著しい悪化と過当競争、交通アクセスの大幅な改善による都市間競争、ネット環境の充実などによる消費環境の著しい変化、そして長引く景気の低迷などなど、商業を取り巻く環境変化の厳しさを形容する言葉には尽きないところでありますが、そのような状況が年ごとに厳しいものとなっているのが現実であります。小規模な小売店は、経営者の高齢化や後継者問題なども重なり、店舗数が減少の一途をたどっていることは、だれもが認識されているとおりです。

そのような状況下、地域コミュニティの核としての商店街の役割の重要性を再認識し、商業の振興や活性化を通じて市民生活の向上に寄与することを目的とした条例が各地でつくられるようになりました。最も先駆け的なものが、平成16年4月に改正された東京都世田谷区産業振興基本条例です。その中で、事業者の責務に対して次のような文言が追加されました。「商店街において小売店等を営む者は、商店街の振興を図るため、その中心的な役割を果たす商店会への加入等により相互に協力するよう努めるものとする。」「商店街において小売店等を営む者は、当該商店街が地域の核としてのにぎわいと交流の場となるのに資する事業を商店会が実施

するときは、応分の負担等を行うことにより当該事業に協力するよう努めるものとする。」という画期的な2項目の追加が注目されました。これは、今まで商店街を支えてきた小規模な小売店にかわって増え続ける大手の専門店チェーンやコンビニエンスストア、大型店なども含めて、地域を支える事業者としての責務を明記したものです。

この条例は、強制力がなく、精神的な条例ですが、大手資本の小売業者の多くが地域活動に全く非協力的だったところ、世田谷区ではこの条例の施行後、その多くが商店街組織や経済関係団体などに加入し、地域活動に参加するようになったとのこと。その後、都内各区に同様の条例が制定され、現在では全国で20を超える市で同様の条例が施行されていると聞いています。

これらの条例は、自治体内で商業を営むすべての事業者と、商店街、商工会議所や商工会などの経済関係団体、そして自治体は、市民の理解と協力を得て、地域づくりや地域社会の発展に果たす役割を認識して、協働して商業の振興に努めることを基本方針としています。また、事業者、商店街、経済関係団体、自治体の責務を明確にして、商業の振興と活性化を目指すものです。

まだ北海道内では同様の条例を制定した自治体はないようですが、今日状況を考えますと、本市においても同様な商業の振興に関する条例を早急に制定し、地域コミュニティの核としての中心市街地や事業者の役割を再認識し、市民の協力を得ながら協働のまちづくりを進めていくべきと考えますが、いかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

2つ目の質問をさせていただきます。

士別では、サフォークスタンプという消費者サービスが以前より行われています。これは、加盟店が商品のお買い物に対して発行したスタンプを消費者の皆さんが台紙に張って、基本的には商品代金の支払いに使われるものですが、一定の枚数以上で銀行預金などでもできるものです。

このサフォークスタンプ事業は、旧日専連士別が古くは丸専スタンプという名称で長きにわたって市民の皆さんに愛されてきたものです。平成18年3月末に協同組合日専連士別は協同組合日専連旭川に経営統合され、サフォークスタンプ事業も日専連旭川士別営業所の事業となったところでした。しかしながら、新たな消費者サービスの展開、ラブ士別・バイ士別運動を初めとするオール士別の商業振興のかなめの一つの事業とするために、本年2月にサフォークスタンプ協同組合が設立され、協同組合日専連旭川よりスタンプ事業を譲渡していただいた経緯がございます。

さて、市民の利便性が高く、魅力あるスタンプにするために、また通年利用できる地域通貨的な利用の拡大を図る上で、サフォークスタンプ協同組合内ではスタンプで市税及び各種公共料金の支払いが可能になればと大きく期待がされています。地方自治法上の制約の解決などもあるかと思いますが、本市としてサフォークスタンプでの市税及び各種公共料金等の支払い受け入れの可能性をお答えください。また、受け入れ可能な範囲は、広ければ広いほど市民の利

便性が高まります。その範囲もあわせてお答えください。

以上、前向きな御答弁を期待いたしまして、私の質問を終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 井上議員の御質問にお答えを申し上げますが、私から「商業の振興に関する条例」の制定についてのお尋ねに答弁を申し上げますが、市税等のサフォークスタンプでの支払い受け入れの可能性については、総務部長のほうから答弁をいたすことにいたします。

地域における商業者や商店街は、商品や役務の提供など市民の安全・安心で豊かな生活を支える商業活動の推進とあわせて、こうした買い物の場としての機能を担うだけでなく、長い歴史の中では、まちの顔として文化や伝統をはぐくむとともに、人々の触れ合いなど憩いの場を提供する地域コミュニティやまちづくり活動の中心的な役割を果たしてきておるわけでありませぬ。

本市におきましても、中心商店街振興組合や商店会等の商業団体は、ただいま申し上げましたように、商業の果たすべき社会的役割を担うという強い認識のもとで、商店街催事や各種の消費者サービスなど集客強化のための商業活動はもとより、全市的な地域イベントとしての天塩川まつり、岩尾内湖水まつり、雪まつりなどにも、主催者の一員としてその推進に当たっております。また、公共施設の管理運営業務を受託するとともに、ラブ士別・バイ士別運動や合宿の里づくり、更には暴力追放運動など、さまざまなまちづくり運動にも深くかかわり、こうした社会活動を通じて地域振興に多大な貢献をいただいているところであります。

しかしながら、今日の消費者ニーズの変化・多様化と長引く経済不況のもとで商業者は厳しい経営を余儀なくされ、更に新たな商業形態の郊外店、チェーン店も立地し、加えて消費者人口の減や、更には後継者不足も相まって、廃業等により商店街の空洞化が進行し、これまでの商業活動や地域活動に大きな影響を及ぼすことが懸念されているわけでありませぬ。

こうした状況下で、今後、地域社会の発展や市民生活向上のために、まずは商業者の一層の健全経営が基本でありますことから、市といたしましても、この経営体質強化や集客強化に向けて支援に努めることとあわせて、地域コミュニティの核としての商業者と商店街、更には商工会議所等の団体がそれぞれの役割を担いながら協力連携し、各種の地域活動等を持続して推進することが最も重要なこととあります。

こうした中に、お話しの大型店、チェーン店も参加することが望ましいと考えております。したがって、御提言のそういった趣旨の条例を制定することによって効果が出るという実例もあるとするならば、その効果や各種の取り組みについて今後調査研究するとともに、関係する商工会議所とも協議をしていかなければならないものと思っております。

ただ、大事なことは、条例をつくれれば、あすから変わるといふうなことにはなかなかありませんので、それを基軸にして、みんながこれに向かって心を一つにして、地域を活性化させる小さな動きからでもいいですから協調をしていただければありがたい、そのように思ってい

ます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君）（登壇） 私からサフォークスタンプによる市税等公共料金の支払いについて御答弁申し上げます。

地元商店街が発行するスタンプやポイントカードなどで、地方税を初め、水道料、介護保険料、保育料など公共料金の支払いに利用できる取り組みは、2006年8月に福島県矢祭町が導入したのをきっかけに、鹿児島県知名町、長野県野沢温泉村など比較的小規模な市町村を中心に全国数団体で実施されており、道内においても網走管内大空町などで取り組まれております。

背景としては、商店街での活用はもちろんのこと、公共料金などの支払いに利用できるという付加価値を加えることで地元消費者の拡大を図り、商店街を活性化する目的があり、それぞれの自治体で手法を検討し、制度が導入されているものであります。

地方自治法及び会計規則など法の規定では、公金の収納は現金もしくは小切手等の証券と定められ、スタンプ券そのものでは支払いはできないことになってはいますが、矢祭町の事例によりますと、スタンプ券や商品券が持ち込まれると、職員が一たん預かり、町民にかわってスタンプ会事務局で小切手と交換、小切手を銀行で現金化し、税金や公共料金に充てており、他の団体もおおむね同様の取り扱いとなっているところであります。

本市においても、サフォークスタンプ協同組合からのお話もあり、現在検討しているところでありますが、こうした取り組みは、加盟店で買い物する魅力を増やすとともに、地域の商店街振興などに一定のメリットをもたらす面もありますので、今後、サフォークスタンプ協同組合や商工会議所との細部にわたる協議も必要となつてまいりますが、スタンプの現金化の手法や金融機関との調整も含め、他の自治体の手法も参考に、当面、市税のほか、水道料、公営住宅料といった市民生活に身近なものへの実施について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 16番 斉藤 昇議員。

16番（斉藤 昇君）（登壇） 2008年第3回定例会に当たり、一般質問を行いたいと思います。

質問通告を出しておりました市立病院の改革プランにつきましては、初日に牧野議員の質問がございました。これらに対する答弁もお聞きいたしましたわけでありますので、この市立病院の改革プランについては取り下げをいたします。

次に、無認可保育所についての質問をしたいと思います。

無認可保育所への市の補助金、僻地保育所への市の委託料、市立認可保育所の運営経費など、それぞれの保育所への国の補助金、市の支出はどの程度であり、保育児童1人当たりの市費支出はどのぐらいになっているのか。

いただいた資料を見させていただきましても、無認可保育所への市の1人当たりの補助金は12万5,000円、僻地保育所に対する市と国の補助金を合わせて1人当たり40万7,000円、この大きな開きがあります。そして、市立認可保育所をとってみても、1人当たり41～42万円になる

というふうにお聞きをしているところでもございます。

無認可保育所は、保育人数の減少で運営も厳しくなっている。そこで、各保育所、無認可保育所、僻地保育所、そして市立保育所、これらの児童数の推移についてお知らせください。

そして、何よりも、無認可保育所が果たしている役割について市はどんな評価をなされているのか、この際お聞きしたいと思うんです。

市立認可保育所は、保育に欠ける児童など入所に制限がある。今、少子化の中で子供が1人という家庭もあり、親が仕事をしていなくても、子供集団の中で伸び伸びと育てほしいと、入所できるのは無認可保育所であります。そして、親にも子供にも喜ばれているのであります。

更に、僻地保育所あるいは無認可保育所の保育料はどうか。お聞きしますと、僻地保育所は1人一月1万円、無認可保育所は1万5,000円程度、1.5倍であります。そして、僻地保育所は、市の委託料に上乗せして国の補助金が1,000万円投入されている。この保育料の差についてどう考えているのか、この際お聞きをしておきたいと思うんです。

そして、私は、これらの保育所の実態をよく聞いたり考えたりしていただきながら、保育所補助金の見直しや、今後、市の保育行政はどうあるべきかなど真剣に検討すべきではないか、こう思うんだけど、答弁を求めたいと思います。

次に、コスモス苑のショートステイについて質問します。

初めに、コスモス苑のショートステイの利用状況を明らかにしてください。

次に、胃や小腸まで細いチューブを挿入して栄養剤等を注入する経管栄養対象者は本市にどのぐらいの人数がおられるのか、わかればお知らせください。

また、コスモス苑に入所している人たちの中で、この経管栄養対象者は何人ほどいらっしゃるのか。そして、その基準はどういうふうになっているのか、お聞かせください。

また、待機者が100名ほどいらっしゃると言われておりますけれども、この入所待機者の中でどのぐらいの人たちがいらっしゃるのか、これもお聞かせいただきたいと思うんです。

経管栄養対象者がショートステイを希望しても、入所者が基準に達しているので、ショートステイを利用できない状態です。介護保険料を払い、そして、ショートステイを十分に使っていただきたいと言いながら、これらの方々にはショートステイを利用できない。これでは余りにもひどいじゃありませんか。

そして、これらの解決のためには相当の時間がかかるというけれども、本当に解決のために市は力を注いでいるのかどうか。例えば、ショートステイを申し込んでも、今もコスモス苑のこの対象者は、入っている人たちだけでももう満杯だから入れませんと。いつ入れるんですかと聞いたら、見直しはありませんと。これでは余りにも介護難民と言わなければならないほどかわいそうな状態です。

私は、看護師資格者の配置でありますとか、あるいは家族は資格がなくても、自宅ではこの介護ができるわけです。ヘルパーさんも扱えるようにする。そうすれば、ヘルパーさんが訪ねて行って、これらの世話をすることもできるでしょう。しかし、この経管栄養対象

者は、医師の資格、そして看護師の資格が要るからということで、家族はできるんだけれども、その他の人はできないという状況でもあります。ぜひ私は、これらの人たちに対するショートステイを一刻も早く解決のために力を注いでいただきたいと思うのであります。

最後に申し上げたいのは、コスモス苑に限ったことではないけれども、市のさまざまな施設がございますけれども、今、高齢者のための福祉施設は、土別でも随分と増設されてまいりました。そういう民間の事業者が増えるに従って、市の施設といろんな意味で比較をされるのであります。

私は、市の施設、それが入所者や利用者の立場に立って、親切で行き届いた施設をつくる、そういう努力に邁進して、民間の施設よりも市の施設は親切で、そしてサービスもよく行き届いている、そう言われる施設づくりにより一層努力をしていただくことを申し上げて、一般質問を終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 齊藤議員の御質問にお答えいたします。

私から、コスモス苑のショートステイについて今御質問がありましたけれども、これに御答弁を申し上げて、無認可保育所につきましては、保健福祉部長のほうから答弁をいたすことにいたします。

コスモス苑におけるショートステイの利用状況であります。過去3年間の実績でこれを申し上げますと、平成17年度利用延べ日数は2,811日、利用延べ人数は320人、1日平均利用人数は7.7人、以下同様に、18年度、3,527日、357人、9.6人、19年度は3,010日、267人、8.2人となっております。なお、今年度につきましては、8月末現在で利用延べ日数は1,666日、利用延べ人数は158人、1日平均利用人数は10.8人で、前年同期との比較では約1割の増となっております。

次に、経管栄養対象者の状況であります。まず、お話しにありました経管栄養とは、病気や高齢等によって食事を口から摂取できない、いわゆる摂食障害となった方の栄養補給や水分補給について、胃または小腸まで細いチューブを挿入して流動状の栄養剤等を注入する方法で、鼻からチューブを入れる経鼻経管栄養と、腹部の皮膚から胃または小腸にチューブを入れる経皮経管栄養があります。いずれの方法も、対象者の体調等に応じて1日2回から3回の注入となり、1回当たりの注入時間は、短い方で1時間半、長い方では3時間を超えることにもなるわけであります。

こうした経管栄養対象者の本市における人数は、個人の病歴にかかわることであり、全体としては把握できませんが、コスモス苑における状況で申し上げますと、8月末現在で施設介護入所者50人中、経管栄養対象者が8人となっており、また入所待機者では100人中、申し出があった方のみですが、10人となっております。

そこで、ショートステイでの経管栄養対象者の受け入れについてどうかということですが、先ほど申し上げましたコスモス苑での経管栄養対象者8人は、施設介護の定員50人とシ



ショートステイの定員20人を合わせた70人の1割強となっております。ショートステイにつきましては、現在のところ、利用希望があったといたしましても、現行基準による職員配置におきましては利用調整をしなければならないこともあります。

また、上川北部の他の特養8施設におきましても、経管栄養対象者の受け入れはショートステイも含めた定員の1割程度を目安としており、施設介護の入所者で既に1割となっている特養が大半であって、結果としてショートステイや新規入所の利用を調整せざるを得ないところとなっております。

こうした利用調整をしなければならない要因としましては、経管栄養が医療行為に当たるため、先ほどお話がありました。医師法の第17条及び保健師助産師看護師法第31条によって医師及び看護師等が行わなければならない、また家族については在宅医療の範囲内で認められていますものの、ホームヘルパーや施設の介護職員は事前準備、注入中の観察、後片づけしか携わることができないというふうにされているところであります。加えて、看護職員や介護職員のいわゆるマンパワーの不足は全国的にも深刻な問題となっており、本市におきましても、常時新聞等に募集広告が掲載され、最近では市外の特養施設からの募集広告も見られるなど、コスモス苑を含めた市内各施設や医療機関におきまして、その確保に苦慮している状況にあります。

このような中で、施設介護の現場においては、日中、夜間を通して人員配置のほとんどを占める介護職員は、現行法令上、医療行為を行うことができませんが、一方では、利用者の重度化が進む中で、日常的に医療行為を必要とする入所者の割合は増加をしてきており、その対応が全国的にも、これは今、喫緊の課題となっております。

こうした現状を踏まえて、全国の老人福祉施設で組織をしております全国老人福祉施設協議会では、医療ニーズのある高齢者に対して行われる頻度が相対的に高く、かつ継続的に行われる軽微な処置に関しては、一定要件のもとで介護職員も行い得る医療関連行為として取り扱うことが望ましいとの考え方をまとめ、具体的な取り組みとして、介護職に対する医療対応モデルについて調査研究と実証検証の活動を進めていくこととなっております。

更に、厚生労働省老健局におきましても、この6月に、特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携によって、ケアのあり方に関する検討会が設置され、今後検討が進められることにもなっておりますが、こうした医療対応の解決を目指すには、介護保険施設のあり方と医療保険との関係、施設スタッフの労働環境など考慮すべきテーマが複雑に関係をしており、その解決には所要の時間を要するものと思われま。

したがいまして、当面は厚生労働省や全国老人福祉施設協議会の取り組みを注視するとともに、経管栄養対象者につきましては、まずは施設介護入所者への対応が優先されますことから、ショートステイの利用は、現行基準による職員配置と現在の対応状況等を踏まえながら、担当ケアマネジャーとも連携する中で、市内の他の施設等の利用も含めて対応してまいりたいと考えております。

今後におきましては、まずは御利用いただく方々の安心・安全を第一に考えることが大切でもありますので、なお一層優しく親切的な対応と安定したサービスの提供に今後一層努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 宮澤保健福祉部長。

保健福祉部長（宮澤勝己君）（登壇） 私から認可外保育所についてお答えいたします。

最初に、認可外保育所への補助金の推移についてであります。平成19年度まで市内5カ所の保育所に助成を行ってまいりましたが、全額市の負担となっております。平成14年度では合計1,548万1,000円、1カ所当たり約309万6,000円、児童1人当たり約8万3,000円、平成19年度では合計1,883万7,000円、1カ所当たり約376万7,000円、児童1人当たり約12万5,000円と、いずれも増加しております。

このように補助金が増加しておりますのは、補助基準が保育児童数ではなく、保育士の雇用や燃料代などの運営経費に比例した助成となっていることが要因となっております。一方で保育児童数が減少しているため、児童1人当たりの助成額も増加しております。

次に、僻地保育所5カ所に対する委託料についてであります。平成19年度で申し上げますと、委託料合計3,862万5,000円となっており、1カ所当たりでは約586万9,000円、児童1人当たりでは約40万8,000円、このうち市の負担分が合計約1,934万7,000円で、1カ所当たり約386万9,000円、児童1人当たり約26万9,000円となっております。

なお、僻地保育所は、児童数が減少したことに伴い、保育士配置数の減など、運営経費が減少したため、委託料は減少傾向にあります。ただ、平成17年度から国の補助金が次世代育成支援対策交付金に変更されたことに伴いまして大幅な減額となったため、市の負担については増加しております。

次に、市立認可保育所の運営経費についてであります。平成19年度で合計2億3,175万9,000円となっており、このうち保育料収入や国の補助金・交付金算定額を差し引いた市の実質負担分は約8,367万5,000円で、児童1人当たりの市負担分は約41万8,000円となっております。

なお、認可保育所は、職員配置数や施設面積などの認可基準もあり、給食を実施するほか、3歳未満児保育や保育時間の延長、障害児保育、一時保育、子育て支援など市民要望に対応した保育サービスを行うため、臨時・パート職員を含めると4カ所で70人を超える職員を配置している関係上、児童1人当たりの経費については多くなっております。

次に、保育児童数の推移についてであります。認可外保育所につきましては、平成14年度が186人で、平成18年度まではおおむね変化なく推移いたしましたが、平成19年度は150人、本年4月でも145人と約20%の減少となっており、僻地保育所につきましては、平成14年度96人であったものが、毎年減少し、平成19年度には72人と25%の減となっております。

このように児童数が減少しておりますことから、認可外保育所の運営が厳しくなってきてお

り、本年4月には認可外保育所1カ所が児童数の確保ができないことから休園となったところであり、市といたしましても、このような状況につきましては心配をしているところであります。

次に、認可外保育所と僻地保育所との比較であります。僻地の児童数が認可外の約半数と少ないため、1人当たりの市の負担額につきましては約2倍となっておりますし、保護者の支払う保育料につきましても、僻地保育所が月額1万円なのに対して、認可外保育所につきましてはおおむね1万5,000円程度となっております。

なお、僻地保育所の委託料は、国からの補助金を含むほか、平成18年度から保育料が市の収入となったことにより、保育料分を加算した委託料となるため、総額としては大きくなっておりますが、1カ所当たりの市の負担としては同額程度となっております。

次に、認可外保育所の果たす役割について、市はどのように評価しているのかとのお尋ねがございました。

中央市街地区の保育や幼児教育の状況について申し上げますと、市立認可保育所と認可外保育所、幼稚園がおおむね3分の1ずつ保育や幼児教育を受け持っております。4歳、5歳児ではほぼ全員がいずれかの施設に通っております。また、共稼ぎ家庭など保育に欠ける児童については認可保育所に通っておりますが、それ以外の児童は認可外保育所が受け入れを行っており、本市の場合、他市と比べまして認可外保育所の保育比率が高くなっている状況でありまして、本市の保育行政の重要な根幹を担っていただいていると思っております。

そこで、認可外保育所への補助金見直しができないかとお話ですが、市といたしましては従来から認可外保育所の果たしている役割を評価しており、道内各市の中でも比較的高い助成措置を講じてきたところでありまして、現行制度につきましては平成17年度に見直しを行い、保育時間の延長や一時保育への助成をするなど補助事業の充実に努めてきたところであります。

ただ、全市的な少子化傾向の中で、全体の約40%を占める子供の保育を担う認可外保育所の運営が立ち行かなくなるとすれば、市全体への影響も大きなものがあると考えております。特に、平成21年度には更に児童数が減少することも予測されますことから、認可外保育所の経営はますます厳しくなるものと考えておりまして、各保育所の方々の御意見も伺いながら、市として何ができるのか十分検討してまいりたいと考えております。

なお、本市の少子化対策につきましては、平成17年度からの土別市次世代育成支援行動計画に基づき実施をしておりますが、平成22年度から第2期計画期間となります。この計画に付随しまして、現在、保育サービス検討委員会を設置し、保育サービスのあり方などを検討しておりますが、今後、検討委員会や次世代育成支援行動計画推進懇談会で協議をいただくほか、認可外保育所の代表者などで構成する保育協会などの御意見も伺いながら、認可保育所、認可外保育所、僻地保育所及び幼稚園がそれぞれどのような役割を果たしていくのかを明確にしながら、施設数や定員のあり方など市全体としてどのような体制を構築すべきなのか、長期的視点

に立って検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 3番 伊藤隆雄議員。

3番（伊藤隆雄君）（登壇） 平成20年第3回定例会に当たり、さきに通告いたしました項目に従って一般質問させていただきたいと思っております。

まず、その1点目は、平成19年度の決算状況と今後の財政収支の見通しについてであります。

御承知のように、今日の日本経済は、6年以上続いた戦後最長の景気拡大局面は、国民から見てその実感は乏しく、事実上終幕を迎えました。その背景としては、アメリカや中国等の旺盛な外需に支えられ、自動車、電気といった輸出を中心とした企業部門が牽引してまいりましたが、しかし、今年に入って4月～6月期の国内総生産、いわゆるGDPは、物価の変動による影響を除いた実質で対前年比0.6%減、年率換算で2.4%減となり、1年ぶりのマイナス成長となったところであります。

この景気後退は、原油などの資源高やアメリカ経済の減速という外部的要因、加えてサブプライム住宅ローンの問題によるアメリカ景気の失速が世界に波及して輸出が減少、資源高による収益悪化も加わった結果となったところであります。このことは、個人消費の減少や輸出の低迷が明らかになり、政府が事実上認めた景気後退局面入りを裏づける結果となりました。

このうち、内需としては、実質GDPの50%を占める個人消費が前年比0.5%減と3・四半期ぶりのマイナス、更に原油価格の高騰や食料品の値上げで経済全体の冷え込みが明確となりました。その結果として、企業の高収益は賃金に反映されず、政府が描いた企業から家計への恩恵の波及は実現しない状況となったところであります。

このような日本経済の実態を踏まえて、国は地方交付税の自治体配分額をまとめ、2008年度の普通交付税大綱が決定されたところであります。それによりますと、過疎自治体へ重点配分するいわゆる地方再生対策費4,000億円の新設により、総額で対前年比1.3%増の14兆4,816億円と、3年ぶりの増加となったところであります。

今回の算定においては、高齢化率の高い過疎地、財政の厳しい地域等へ重点配分する地域再生対策費が創設されたところによるものでありますが、しかし、本市における19年度の決算額と比較いたしますと、地方交付税の総額では前年より2億5,870万円の減額となっております。更に、収入総額においては14億3,859万円の減少となっておりますが、これは地方債の発行において11億9,440万円の減少が大きな要因と考えられます。

このような国の経済状況が後退局面にある今日、厳しい地方財政の中で、本市における19年度一般会計の決算状況及び20年度普通交付税の決定額を考慮した今後の財政収支はどうか、この点をお聞かせいただきたいと思っております。特にその中で、歳入において自主財源としての地方税の額と、歳出全体に占める構成比率、それから義務的経費の決算額、更に地方債の残高はどうなったか、この点もあわせてお答えをいただきたいと思っております。

次に、19年度から7%を超える金利を3カ年にわたって随時6%、5%という年次的に償還

を行うとされていた、いわゆる保証金免除繰上償還の19年度実績と利子軽減見込み額は幾らになるのか。この繰上償還を実施したことによる財政に与える影響はどうとらえているのか、この点もお聞かせをいただきたいと思います。

更に、19年度決算において黒字となった要因は何か。20年度普通交付税が2.2%増額となった内容の分析はどうなったのか、この点もお聞かせください。

特に、市民が注視している病院会計においては、単年度約5億円を含めた不良債務、御承知のように13億2,000万円を今年度において具体的にどのように解消するのか。この解消によって、一般会計の繰出金を含めた当然財政出動が行われるわけでありますから、この一般会計によって19年度の繰越金あるいは基金の活用、更に、現在道と協議中と言われております特例債の創設等を検討されているというふう聞いておりますが、こうした病院会計を考えた場合に、今後において扶助費を含めた一般住民へのサービス低下はどうなるのか。

更に、今年4月に策定されました総合計画事業への影響も当然懸念されます。この点についてどう判断されているのか、その対応についてお伺いをいたしたいと思います。

次に、2007年6月に成立した地方公共団体の財政の健全化に関する法律によって、2008年度決算から4つの健全化判断比率基準を上回った場合には早期健全化団体、更に悪化している場合には財政再生団体に指定され、財政健全化計画及び再生計画義務づけの措置を受けることとなります。財政健全化に取り組む上での極めて重要な指標でもあります。

この法律制定の背景としては、地方公共団体の財政は本来、住民やその代表である議会の監視のもとにコントロールされ、健全性が確保されるべきものであり、そして、従来にも増して、できるだけ住民によるチェックという自治本来の機能を発揮することにより、地方公共団体の財政規律の強化を図るものであります。これら財政の健全化を図る上で、19年度決算の数値から算出してどういう状況にあるのか、暫定値の動向についてお伺いをいたしたいと思います。

次に、2点目の高騰する農業生産資材に対する対策であります。

この点につきましては、さきに質問のありました趣旨に一部重複する点もありますけれども、視点を変えてお伺いいたしますので、お許しをいただきたいと思います。

まず初めに、北海道農業、特に本市にも大きな影響がありますWTO新多角的貿易交渉閣僚会議は、御承知のように、7月29日、農産品の輸入急増時に発展途上国が発動するいわゆるセーフガード、緊急輸入制限措置の発動条件をめぐるアメリカとインド、中国などの対立が解けず、決裂となったところであります。

この決裂の直接的な原因は、緊急輸入制限措置の条件などで先進国と発展途上国が折り合えなかったこと。その根底にあるのは、6年を超えた交渉期間中に、いわゆる中国、インド、ブラジルといった新興国が経済の急成長により発言力と存在感を高め、世界経済の構造改革が進んだと言われております。

しかし、WTO交渉は決裂をいたしましたけれども、今後、オーストラリアEPA交渉において例外なき関税の撤廃を求めるなど、自由化への猶予期間は長くないものと考えられます。

このような情勢の中にあつて、1973年、1979年の二度にわたる石油危機に直面して以来、今年に入って異常な原油・原材料などの高騰によって各種農業資材が値上がりし、加えてホクレンが7月から化学肥料の価格を実質60.1%引き上げをいたしました。当然、この秋からの秋まき小麦を初めとする21年の営農に使用する他の生産資材も値上がりすることは確実であります。したがって、農業経営に大きな影響を与えることが顕在化しているわけでありまして、

市内農業者の19年度実績によりますと、肥料、農薬、温床資材など生産資材は約36億円となっており、現在決定しているものの中では、温床資材のうちビニール製品が11%、ポリ製品10%の値上がりが既に決定しております。

これらの資材高騰に対して、御承知のように農業団体が7月21日に全道規模の大会を開き、北海道農業を守り、食料基地の責任を果たすため、原油市場への投機マネーの規制などを求める決議案を採択したところであります。また、資材高騰に対しましては、いわゆる全農が85億円の支援を既に決定しております。また、道内のJAにおいても、御承知のようにJAふらは総額1億2,000万円の支援対策が検討されております。更に、十勝、中札内では、配合肥料で3,000万円の特別対策を決めたと報道されております。

このように、異常な形で高騰する農業資材は、来年以降の農業経営に大きな打撃を与えるとともに、農業者の営農意欲の減退に直接つながるものであり、21年の営農計画樹立において収支バランスがとれない農家が生じ、再生産体制と経営持続に大きな陰りが生ずることが予測されるところであります。

私が特に心配しておりますことは、御承知のように、単年度で懸命に経営努力をしても、なかなか経営収支が安定しない。御承知のように経営階層にはA B C Dという4つのランクがあるわけでありましてけれども、その中で特に中核的なB C階層、この農家がほとんどこの営農計画樹立において私は赤字になるのではないかというふうに考えております。B階層というのは、御承知のように、収支は賄えるけれども、約定償還の元金だけしか払えないで、利息は払えない。C階層は、利息は払えるけれども、約定元金は払えない。これがC階層と言われております。

それから、特に化成肥料の使用量が多い甜菜、ビートの作付面積の減少が予測され、現在587ヘクタール作付面積を確保しないと、例えば日甜土別工場の存続にも影響することが懸念されるというふうに考えられます。したがって、甜菜作付振興事業の強化などは重要になってまいりと思っております。

更に、本市は御承知のように農業が基幹産業であるということから、この農業が衰退していくということが顕在化してまいりますと、当然この流れは2次・3次産業に波及することは必至でありまして、地域経済に与える影響は極めて大きいものが予測されるわけでありまして、

私は、当然この対策としては、安定供給、価格抑制、コスト低減というものが考えられますけれども、特にコスト低減としては、土壌分析による有効活用、土壌に合った肥料の選定、そして土地生産性の維持・向上に向けた土づくりの重要性が考えられます。

次に、経営対策としてはどうかということでありますけれども、農業者へ直接助成は他の業種との公平の確保という観点から難しい、困難であるというふうに考えますが、例えば、基本的に次元、性質に違いはあるものの、過去に経験したいわゆる自然災害における激甚災害時の資金対策として、天災資金融資による経営対策も当然考えられるわけであります。したがって、資材高騰に対する緊急融資制度の創設等によって、一般の経費と別枠の資金勘定を設けて対応する方法など、高騰する資材の利子軽減措置を行うなど、経営状況の不安を解消することも私は検討に値するのではないかとこのように考えております。

したがって、21年度予算編成に向けて国・道に要請することは当然のことながら、今後、この地域の経済を守る上で各関係機関との連携、協調を図り、明年の農業計画樹立前の現実的な対策を打ち出すことが今日行政に求められていると考えますが、御所見をお伺いいたしまして、私の一般質問を終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） 伊藤議員の御質問にお答えをいたしますが、高騰する農業生産資材の対策につきましては私のほうから答弁をいたしますが、19年度の決算状況、今後の財政の見通し、これにつきましては総務部長のほうから答弁をいたすことにいたします。

さて、御案内のように、世界的に原油や鉄鋼などの資源が高騰する中で、相次ぐ農業関連資材の異常な値上がりによって、農業経営も一段と厳しい状況下に置かれております。このような中で、肥料は6割もアップするなど生産コストが大幅に増加している状況にありますが、特に議員が心配されております甜菜は、生産費のうち肥料の占める割合が高く、これまで3割であったものが、5割を占めるようになると推計されております。

そこで、こうしたコストの低減対策として、土壌分析の有効活用と生産性向上に向けた土づくりを推進すべきと力説をされましたが、この土壌分析による土づくりは、作物の安定生産のために土壌養分を適性な状態に保つだけでなく、窒素やリン酸による環境負荷の低減という面においても重要なものであります。こうした診断によって、農家の方々みずからが圃場の状態を知って、その圃場に応じた土づくりを進めることは、過剰な施肥を防ぐことにもなり、安定した農作物の生産と環境の保全、更にはコスト低減に大きな効果をもたらすものと考えております。

実際、肥料のやり過ぎが病害虫発生の原因となっているケースや、全く投入する必要のなかった肥料を無駄に施用していたケースも土壌診断の結果から指摘されていると、農業応援アドバイザーからもお聞きをしているところでございます。

したがって、ただいま申し上げましたような土壌診断の重要性から、今後どのような方法が農業者として取り組みやすいのか、農協や普及センターなど関係機関、更には本市の農業応援アドバイザーとともに、その方向性について協議いたしてまいりたいと考えております。

また、資材の高騰に伴って、緊急的に融資制度を創設し、利子の軽減措置を図ってはどうかとのお尋ねであります。

生産費の急激な上昇によって、農業者はこれまで経験したことのないほどの厳しい経営を余儀なくされておりますが、こうした資材の高騰は農業者のみならず、ありとあらゆる業種に及んでいるものでもありまして、利子補給を含む新たな融資制度の創設ということでは、他の業種との公平性から現段階においては難しいものと考えております。

しかしながら、原油や原材料価格の高騰が農林業等に深刻な影響を与えているという状況からいたしまして、今回、国が打ち出した緊急対策において、営農の維持・安定のための低利なセーフティーネット資金を創設しておりますので、まずはこうした制度の利用促進に向けて、市の広報などで周知の徹底を図るとともに、この相談窓口を経済部内に置くことで対応してまいりたいと考えております。

以上申し上げてまいりましたが、確かに農業は今、大変な事態の中にあるわけではありますが、農業がどんな状況に置かれようとも、本市経済の中核として発展させていかなければなりません。何としましてもこの危機を乗り切って、本市の基幹産業であります農業と地域を守るため、今後におきましても関係機関・団体とも連携のもとに、あらゆる機会を通して国に対し、しっかりと地方の声を発してまいらなければならないものでありますが、まずは伊藤議員から御提言をいただきました土壌診断体制の構築に向けて、早急にこの対応に当たってまいりたいと考えておりますので、まずは御理解をいただきたいと思っております。

以上申し上げまして、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君）（登壇） 私から19年度の決算状況と今後の財政収支見通しについてお答え申し上げます。

19年度の地方財政計画においては、国の交付税特別会計の借入金が増加し、新規借入れを廃止し、計画的償還を開始したことから、結果として地方交付税の全国の交付ベースは18年度比の4.4%減となったところであります。この影響から、本市の19年度の地方交付税総額は、18年度と比較して2億5,870万円、3.6%の減となったところでありますが、こうした状況の中、一般会計においては実質収支で6億900万円の黒字決算となったところであります。この実質収支の中には、職員の大量退職に伴い、平成22年度の退職手当負担金の精算に備えて借り入れた退職手当債の1億円が含まれており、この1億円につきましては、本年の6月議会で議決をいただき、備荒資金の超過納付金として積み立てしたことから、実質的には約5億円の黒字になったものであります。

そこで、黒字の主な要因ではありますが、市税収入が比較的堅調であったことに加え、本市においては、18年度から5カ年の財政健全化計画を策定し、19年度に職員給与費及び特別職・議員報酬の削減に取り組んだこと。定員適正化計画を上回る職員数の減少、予算執行における経費節減に努めたこと。更に、特別交付税においては、平成17年度合併時の9億7,000万円を基礎に、合併による優遇措置の減少などを考慮し、18年度は7億5,000万円程度と推計をいたしておりましたが、実交付額が9億円と見込みを上回り、18年度決算で約4億円の黒字決算とな



ったことが大きな要因となったものであります。

そこで、19年度決算の具体的内容について何点かお尋ねがございました。

まず、自主財源の柱である地方税につきましては、所得税から住民税への税源移譲の関係から、18年度と比較し、2億3,000万円増の25億1,263万円となり、一般会計総額に占める割合は16%となったところであります。

また、歳出の中の義務的経費についてであります。給与費独自削減などから人件費で2億1,000万円減の27億6,680万円、扶助費では自立支援制度の導入により4,770万円増の12億9,600万円、公債費では普通交付税にかえて発行した臨時財政対策債の償還時期の関係などから5,600万円増の23億8,978万円となり、その総額は64億5,164万円、義務的経費の一般会計の歳出に占める割合は42.9%となったところであります。

また、地方債の19年度末残高は、一般会計で239億9,193万円となり、全会計合計362億1,135万円、18年度末と比較し、9億7,829万円の減となったところであります。今後も計画的な借り入れを行い、地方債残高の抑制に努めてまいりたいと存じます。

次に、公的資金保証金免除繰上償還についてのお尋ねであります。

19年度においては、金利7%以上の財政融資資金及び6.7%以上の公営企業金融公庫資金、合わせて5億8,960万円の借りかえを行い、その利子軽減額は1億350万円となり、20年度につきましては、今定例議会で補正計上いたしました5.6%から6.7%未満の公営企業金融公庫資金のほか、6%から7%未満の財政融資資金、合わせて4億5,150万円の借りかえを予定し、利息の軽減は8,550万円と見込んでおります。更に、21年度には、5%台の財政融資資金及び簡易生命保険資金、合わせて3億8,120万円の借りかえを行い、7,740万円程度の利息の軽減が見込まれ、合わせて2億6,640万円の利息が軽減されるものと試算をいたしております。

次に、20年度普通交付税の決定の内容、更に19年度決算状況を踏まえ、病院会計も含めた将来の財政見通しについてお尋ねがございました。

20年度の普通交付税は、交付決定額で62億3,163万円となり、19年度と比較して1億3,200万円の増額となったところであります。この大きな要因としては、地方税の偏在が顕著となり、都市と地方の財政力格差が広がっている現状から、地方に手厚く普通交付税を配分する地方再生対策費が算定項目に創設され、市町村に重点配分となり、本市では1億7,400万円の算入がなされたほか、普通交付税算定において大きな制度改革がなされなかったことによるものであります。

そこで、病院会計を含めた今後の本市の財政運営であります。

病院会計の不良債務の解消、今後予想される収支不足への対応などの考え方については、牧野議員の御質問にお答えをいたしましたように、病院事業特例債、長期貸付金、更には20年度決算見込みにおける余剰金などにより不良債務の解消を図るとともに、今後の一般会計の財政推計に基づき新たな繰出基準を定めるものであります。長期的視野に立ち、一般会計の財政運営に過度の負担とならぬよう慎重に推計いたすとともに、総合計画に掲げた事業、更に住民

サービスなどへ極力影響がないよう努めてまいりたいと存じます。

次に、財政健全化判断比率についてのお尋ねでございます。

これらの比率は、平成19年度決算から議会への報告、住民公表が義務づけられ、20年度決算数値から判断比率として用いられ、基準値を超えた場合、財政再生団体などの該当となるものであります。

そこで、19年度決算による状況であります。実質赤字比率につきましては、普通会計が黒字決算であることから該当数値はありませんが、全会計を含めた連結実質赤字比率は4.24%、実質公債費比率は16.9%、公債費、債務負担額など実質的負担の状況をあわせて将来負担比率は188.4%となり、いずれも早期健全化団体、財政再生団体の基準値を大きく下回っている状況にあります。

ただ、病院事業会計が現状のまま推移すると、数年後に連結実質赤字比率で基準を上回る可能性もありますし、企業会計単独の判断比率である資金不足比率においては、基準の20%を大きく上回る39.9%であることから、まずは病院改革について全力で取り組まなければならないものと考えております。

また、これらの数値は、監査委員において審査中であり、現段階では暫定値となりますが、審査終了後において正式数値として議会への報告とともに、住民への公表をいたしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 15番 田宮正秋議員。

15番（田宮正秋君）（登壇） 平成20年第3回定例会に当たりまして、通告に従い一般質問をいたします。

初めに、携帯電話リサイクルの推進についてお伺いいたします。

携帯電話リサイクルを推進する大きな目的は、我が国の産業競争力のかなめとも言われるレアメタル、いわゆる希少金属が携帯電話に含まれているからで、レアメタルの安定確保が課題となっており、使用済みで廃棄されるIT機器や携帯電話、電化製品の中に眠るレアメタルや貴金属が都市鉱山として注目を集めております。

現在、国内で流通・廃棄された製品に含まれるレアメタルの量は、世界有数の資源国の埋蔵量に匹敵し、中でも、液晶ディスプレイや電子レンジ、デジタルカメラなどに使われるインジウムは、世界の天然鉱山の現有埋蔵量の約60%に相当するとの国の研究機関による試算も発表されております。

資源エネルギー庁に設置された資源戦略研究会が平成18年にまとめた「非鉄金属資源の安定供給確保に向けた戦略」においても、レアメタル再利用についての重要性を指摘しております。中でも、国内で1億台以上も普及している携帯電話には、金・銀などの貴金属とともに、リチウム、インジウムなどのレアメタルが含まれているため、リサイクルの適切な処理と有用資源の回収に大きな期待が寄せられておりますが、行政としてレアメタルについてどのように認識

しているのか、まずお伺いいたします。

携帯電話のリサイクル活動を推進するMRN（モバイル・リサイクル・ネットワーク）が2008年2月にまとめた「携帯電話・PHSのリサイクル状況について」では、回収実績が2000年の1,362万台をピークに減少傾向が続き、2006年には約662万台に半減と報告しております。

そこで、携帯電話の回収が必要不可欠であり、MRNは地方自治体の協力に大きな期待を寄せております。具体的には、家庭内に配布されるごみ分別の案内の中で、携帯電話を捨ててはいけないものとして記載してもらうよう促しておりますが、しかし、現状で応じている自治体は、横浜市や川崎市などごくわずかであります。

本市のごみ分別事典では、携帯電話は一般ごみとして捨てると区分されているので、捨ててはいけないものとして分別すべきであります。御所見をお伺いいたします。

次に、雇用促進住宅の退去者支援についてお伺いいたします。

雇用促進住宅については、規制改革3カ年計画や独立行政法人整理合理化計画に基づき、全住宅の半数程度を前倒しで廃止することとされ、本年4月1日付で廃止決定した住宅については、退去を求める入居者説明会などが開催され、全国的に現場で多くの混乱が生じております。

本市の雇用促進住宅においても入居者の不安の声がありましたが、さきの8月21日、公明党厚生労働部会は衆議院第一議員会館で会合を開き、事業廃止が進む雇用促進住宅について、厚生労働省の職業安定局長あてに、退去を求める居住者に特段の配慮を求めるよう申し入れました。

席上、部会長は、今年4月までに廃止が決定された784住宅、入居戸数約4万戸について、低所得者や高齢者など転居先の確保が難しい方も多く、大きな不安と混乱が生じているとして、1点目として、事業の廃止や住宅の処分に関する居住者への丁寧な説明と、転居のための情報提供体制の整備。2点目に、転居先の確保が困難な特別な事情への弾力的対応と、退去までの準備期間の確保。3点目に、公営住宅への優先入居の促進など、自治体への連携強化を要請いたしました。

これに対して、対応した職業安定局の総務課長は、整理合理化のスケジュールに影響を与えない範囲内で対応を見直したいと表明され、退去者への説明については、今年度内に説明会を開いて丁寧に説明した上で、改めて2009年4月から順次、契約更新停止の通知を発送する考えを表明。また、普通借家契約については、2008年末からとしていた契約解除を1年延長して2009年末からとし、低所得者や高齢者など特段の事情がある場合は2011年11月末まで明け渡し期間の猶予措置を設けるなどの説明があり、公営住宅への優先入居については、自治体と連携し、情報提供体制を整備したいと述べられましたが、本市の雇用促進住宅の現況と、強制退去者の公営住宅への優先入居、また歩行困難な障害者の1階への優先入居などの抽せん確保など、今後検討すべき課題も多いと考えますが、御所見をお伺いするとともに、この際、医師住宅、道職員住宅、高校の統合による住宅等々の実態とその活用について御所見をお伺いいたします。

次に、初の「自殺実態白書」の活用についてお伺いいたします。

平成18年10月に自殺対策基本法の施行、19年6月には自殺総合対策大綱の策定など、政府は自殺対策を進めておりますが、国内の自殺者が年間3万人を超える事態はなかなか変わりません。最近では硫化水素による自殺が急増するなど、自殺対策をめぐる状況はより厳しさを増しております。

自殺者が減らない要因として、そもそも自殺の実態が解明されておらず、実態に即した対策が実行できてこなかったとの指摘があります。

そうした中、自殺問題に取り組む民間非営利団体（NPO）や精神科医、経済学者らによる民間の自殺実態解析プロジェクトチームが、自殺に至る過程や社会的要因などに関する初の「自殺実態白書」をまとめ、7月4日に当時の岸田文雄内閣府特命担当に提出いたしました。この白書は、警察庁の自殺統計原票をもとに、約9万7,000人を地域別に解析された内容になっており、自治体が実践的な対策につなげていくための参考資料となります。

自殺の地域特性の資料では、都道府県、市区町村単位での実態を明らかにしており、各地域でどのような年代、性別、職業の人が、どのような原因や動機で自殺しているかを分析しています。

そこで、お伺いいたしますが、土別署管内の1市2町の過去3年間の自殺の実態をお伺いいたします。

自殺対策基本法では、地方公共団体の責務として、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされておりますので、地域の特性を踏まえた総合的な自殺対策を推進すべきであります。御所見をお伺いいたしまして、私の一般質問を終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） 田宮議員の御質問にお答えをいたします。

私から「自殺実態白書」の活用について御答弁申し上げ、携帯電話リサイクルの推進と雇用促進住宅の退去者支援につきましては、それぞれ市民部長並びに建設水道部長のほうから答弁をいたすことにいたします。

自殺対策に取り組む民間非営利団体、弁護士、精神科医及び自死遺族らによるプロジェクトチームが、警察庁のデータをもとに自殺の実態や地域特性などを詳細に分析した初めての「自殺実態白書」をまとめ、本年7月4日に内閣府特命大臣に提出されたところであります。

そこで、土別警察署管内の1市2町における自殺の実態についてであります。この白書では、平成16年から18年の過去3年間の土別警察署管内で発生した自殺を原因別、年代別、職業別に集計されており、その内容を申し上げますと、原因・動機別では、遺書なしが28名、病苦等が4名、経済・生活問題が4名で、家庭問題、男女問題、その他はそれぞれ3名以下となっております。年代別では、60歳以上の無職男性が6名、50歳代の被雇用者の男性が5名、60歳以上の無職女性が4名、他の年代はそれぞれ3名以下となっております。職業別では、被雇用者の男性が8名、無職の男性が6名、自営業の男性が5名、無職の女性が5名、他はそれぞれ

3名以下であります。

そこで、地域の特性を踏まえた総合的な自殺対策についてであります。この調査結果を見ますと、原因・動機別では病苦や生活問題が多く、年代別では50歳以上の男性や60歳以上の女性が多い状況となっており、また職業別では被雇用者の男性、無職の男性、自営の男性が多く、これまで一般的に言われておりましたように、この地域においても中高年世代の男性が多い結果となっており、こうした状況は道内、更には全国とほぼ同じ傾向を示しているわけでありませぬ。

このようなことから、中高年世代を対象とした取り組みが重要となっておりますので、今後におきまして、各自治会や婦人部などの健康相談や健康教育に加え、事業所の安全講習会などの機会を通して、うつ病を初めとする精神的疾患に関する知識の普及啓発を図る心の健康づくり活動を推進するとともに、こころの相談や各種相談窓口の周知に一層努めてまいりたいと考えます。

したがいまして、自殺防止対策につきましては、地域の状況を考慮しながら、さきに菅原議員にもお答えをいたしましたように、各種市民相談活動の充実と相談窓口の市民周知を図るとともに、心の健康づくり活動やこころの相談を基本に、各寄保健所などの関係機関と連携しながら、自殺防止に努めてまいり所存であります。

以上、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 有馬市民部長。

市民部長（有馬芳孝君）（登壇） 私から携帯電話リサイクルの推進についてお答えいたします。

まず、最近急激に普及した携帯電話の現状であります。新機種の開発や安価な携帯電話・PHSの販売などから手軽に買いかえる消費者が増え、平成20年7月現在で日本国内の加入数は約1億865万台となっております。

お話しにありましたように、携帯電話・PHSやIT機器等に含まれているインジウムを初め、リチウム等のレアメタルや金・銀等に対する適切な処理と有価資源の回収への期待が高まっているところであります。

しかしながら、平成19年度において日本国内で使用済み携帯電話として回収された台数は644万台であり、前年度の662万台に比べ約2.7%の減、前々年度対比では13.5%回収台数が減少している状況であります。その要因といたしましては、使用していた携帯電話の中に思い出となる写真やメールが保存してあることや、電話帳のバックアップ用とする消費者が多数いることなどが考えられるところであります。

本市での回収につきましては、収集される携帯電話内に集積されているデータが個人のプライバシーにかかわるものでありますことから、ほとんど実績がない状況であります。一般ごみの日に小型電化製品として収集された際は、粗大ごみ処理を委託しております愛別町外3町塵芥処理組合で破碎処理し、金属類として分別され、再利用されているところであります。

また、市内携帯電話販売店での回収につきましては、リサイクル事業所で解体、原料分別の

上、適切にリサイクルがされている状況であり、市内モバイル・リサイクル・ネットワーク参加店である2店舗では、平成19年中1,060台回収されていると聞いているところであります。

市といたしましても、レアメタル等の再利用と適切な処理は極めて重要であると認識しているところであります。今後、携帯電話が収集された際は、モバイル・リサイクル・ネットワーク参加店と連携を図りながら適切な処理に努めるとともに、市広報紙や市ホームページ等を通じ、広く市民に啓発を行っていきたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 土岐建設水道部長。

建設水道部長（土岐浩二君）（登壇） 私から雇用促進住宅の退去者支援についてお答えいたします。

まず、本市の医師住宅、道職員住宅及び高校の教職員住宅などについての実態と活用についてお答えさせていただきますが、医師住宅につきましては、現在27戸あり、空き住宅は10戸となっております。今後も医師確保のための活用や、病院職員の入居についての募集をすることといたしております。

次に、道職員住宅などにつきましては、関係部署にそれぞれ照会をいたしました。道職員住宅及び高校の教職員住宅を合わせ、現在市内には126戸が整備されており、そのうち20戸が空き住宅となっておりますが、これらの住宅への一般市民の入居はできないとの回答を得ております。

次に、雇用促進住宅の現況についてであります。本市の雇用促進住宅は、企業誘致を促進する中で、その移転就職者の住宅確保を目的に、昭和57年に5階建て2棟80戸の宿舍が雇用促進事業団によって建設されました。建築後の入居状況につきましては、移転就職者の減少に伴い入居者も年々減少する中、お話しのように、国の独立行政法人の整理合理化計画のもとに、現在、全国の雇用促進住宅の早期譲渡もしくは廃止の進められており、本市におきましても、今後の中長期的な居住人口と世帯数の動向を見据える中で、譲渡につきましては困難であるため、廃止の進められております。このようなことから、新たな入居者は平成19年4月から受け入れしておらず、現在の入居者は11世帯となっており、今後、入居者への退去説明会が開催されるようになっております。

次に、退去者に対し、公営住宅への優先入居を認めることについてであります。本市の公営住宅条例では、災害による場合、あるいは公営住宅建替事業など除却住宅の入居者である場合など一定の要件により、公募によらず入居を認めることができる、いわゆる特定入居の取り扱いも可能であります。本件の場合はその対象とならないため、他の入居希望者との公平性の確保からも、公募による手続が必要となるものであります。

また、入居を希望する世帯の所得につきましては、公営住宅法に定める政令月収以下であるなどの条件を満たす必要がありますので、すべての方が公募の対象とはならない場合も考えられます。

ただし、高齢世帯や寡婦世帯、心身障害者などで特に住宅に困窮していると認められるような場合につきましては、公募の当選倍率を引き上げる措置を講じているところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

また、退去される方で、どうしても移転する住宅の確保が困難な場合などの相談に対しましては、関係部局の連携のもと、個別の対応を図ってまいりたいと存じます。

次に、障害者等の優先入居についてであります。現在行っております5回以上落選者のみの公募と同様な方法で、障害者や高齢世帯、あるいは子育て世帯の優先入居についての公募方法等を検討いたしているところであります。今後とも市民の目線に立った住宅行政の推進に向け努力してまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） これにて一般質問を終結いたします。

議長（岡田久俊君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

（午前11時40分散会）